

岸和田市特定外来生物防除等業務委託 仕 様 書

1 目的

特定外来生物であるアルゼンチンアリは南米原産とされるアリ類で、本国においては平成5年に広島県廿日市市で初確認されて以降、全国各地で確認されている。本種は高い繁殖力を持ち、侵入地において在来アリ類を駆逐するなど生態系への悪影響のほか、家屋侵入により住民の日常生活を阻害して咬傷と精神的苦痛をもたらす衛生害虫であり、海外においては果樹への被害も報告されている。

本国において、アルゼンチンアリは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、住民の安全及び生物の多様性の確保のため適切な方法により防除を行わなければならない。

岸和田市において本種の生息が確認されたため、地域根絶に向けたモニタリング調査及び防除（以下「業務」という。）を実施する。本仕様書は、岸和田市特定外来生物防除等業務委託契約書に基づくこの業務の履行について、詳細を規定するものである。

2 業務実施地域

府道三林岡山線及び府道岸和田牛滝山貝塚線が交わる三田町及び東ヶ丘町の地域約87ha。

詳細は別紙「業務実施地域図」のうち、朱線メッシュで表示した岸和田市域。

3 業務履行期限

令和9年2月26日(金)まで

4 業務内容

(1)着手前

- ① 契約締結後速やかに発注者と本業務の実施方針について対面による協議を行うこと。
- ② 契約締結後速やかに次に掲げる文書を電子メールで発注者に提出し、発注者の承認を受けること。
 - ・業務責任者届
 - ・業務実施計画（スケジュール）
 - ・業務実施体制及び連絡体制
 - ・各回モニタリング及び防除に係る報告書のサンプル

(2)完了後

- ① 完了後速やかに本業務に係る成果物を取りまとめ、発注者と本業務の結果について対面による協議を行うこと。

(3)資材の仕様等

- ① 本業務に用いる資材は、原則として受注者が調達すること。なお、トラップ及びベイト剤については、

次に掲げる製品と効果が同等または同等以上のものであること。

- ・誘引剤 調査段階において適切なものとし、製品を指定しない
- ・トラップ 調査用 P P トラップ J (S) (アズワン株式会社)
- ・ベイト剤 業務用アルゼンチンアリ ヒアリ専用誘引殺虫粒剤 (フマキラー株式会社)

- ② 前号に掲げるベイト剤の他、駆除効果が見込まれ、かつ、周辺地域への安全が確保できる場合は、粉剤、液剤、ホウ酸水溶液の併用を認める。

(4)共通事項

- ① アルゼンチンアリは外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、飼養・栽培・保管・運搬等が禁止されていることから、これら規制に伴う注意事項を毎回作業前に従事者等関係者に対し周知徹底し、作業を一時休止もしくは終了する際はくれぐれも他の地域に持ち出さないよう細心の注意を払うこと。
- ② 業務実施地域における業務は、雨天日、降雨予報日及び降雨予報日の前日を避け、実施予定日は3日前までに、実施結果は終了後2週間以内に、発注者へ電子メールにより報告すること。
- ③ 既知の場所以外においてアルゼンチンアリ（疑わしい場合を含む。）の分布が確認された場合は、前号の報告に先立ち、速やかに確認地点等を発注者に電話または電子メールにより報告すること。なお、疑わしい場合についてもその旨を明らかにした報告をすること。
- ④ 業務中にアルゼンチンアリ以外の特定外来生物を発見した場合は写真を撮影し、速やかに発注者へ電話または電子メールにより確認地点、生物種及び生息状況等を報告のうえ、電子メールにより発注者へ写真を送付すること。
- ⑤ 着手前及び完了後の協議以外は、オンラインによる発注者との協議を必要に応じて行うこと。
- ⑥ 作業時は各種法令、マナーを順守し、周辺の住民や企業に迷惑がかからないよう十分注意すること。
- ⑦ 敷地所有者の了解を得た場合を除き、公共敷地以外の場所に進入、トラップ及び薬剤等の設置を行わないこと。
- ⑧ 地域住民等から業務中に質問や問合せを受けた場合は、真摯かつ丁寧に対応すること。
- ⑨ アルゼンチンアリの発見者たる地域住民の情報や発生場所は、発注者への報告を除き厳に秘匿すること。
- ⑩ 業務実施地域内においてアルゼンチンアリの生息が確認されていることについて、業務実施地域外の者に対してみだりに知らせることがないこと。
- ⑪ 発注者が指定する職員によるモニタリング調査及び防除の立ち会いに当たっては、進捗状況、実施予定、作業内容の説明など適切に対応すること。

(5)事前周知

- ① 本契約締結後、速やかに本業務の実施内容や注意事項に関するチラシ（A4サイズ）を作成し、発注者の承認を得ること。なお、承認には1週間程度の期間を見込むこと。
- ② 初回モニタリング調査の着手までに、前項のとおり制作した本業務実施に関するチラシを印刷し、調査実施区域内のすべての住宅・事業所・工場・店舗などの全戸約600件に対しポスティングすること。

(6)モニタリング調査

- ① 契約期間中に、計2回のモニタリング調査（分布確認）を実施する。

- ② 第1回目のモニタリング調査実施地域は、業務実施地域図のすべてのメッシュ範囲内とする。
- ③ 第2回目以降のモニタリング調査は、直近のモニタリング調査結果及び防除実施結果に基づき、発注者と協議のうえ調査範囲を決定すること。
- ④ 実施時期は、受注者の提案に基づき、受注者発注者双方協議のうえ定める。
- ⑤ モニタリング調査のトラップには適切な誘因剤を用いることとするが、分布箇所を局所に特定する場合には用いない。
- ⑥ トラップは、各メッシュ内に原則として5つ以上を固着配置すること。なお、トラップの設置間隔は原則として10m以上の間隔を空けること。
- ⑦ トラップは設置後約40分以上を経過してから回収し、アリの種類（アルゼンチンアリ、その他のアリ類の別）及び個体数（概数で可）を記録すること。
- ⑧ トラップの設置及び回収時には目視により周辺のアリ探索を併行すること。
- ⑨ トラップの設置間隔及び設置数量は、調査回数を重ねることによる分布箇所の特定に伴って発注者の承認を受けた場合に縮小できるものとする。
- ⑩ 各回のモニタリング調査結果は、次に掲げる事項を調査実施回ごとに地図上に記録・整理すること。
 - ・トラップ設置・回収地点
 - ・アルゼンチンアリ確認地点
 - ・在来アリ確認地点
- ⑪ 業務終了後、ブロック別に前号に掲げる事項の推移をグラフ等で整理分析し、報告書に記載すること。

(7)防除

- ① 業務地域図内における直近のモニタリング調査でアルゼンチンアリの分布が確認された地域において、契約期間中に計4回実施すること。
- ② 第1回目の防除実施地域は、第1回目のモニタリング調査の結果を問わず業務実施地域図のすべてのメッシュ範囲内とする
- ③ 第2回目以降の防除は、直近のモニタリング調査結果に基づき、発注者と協議のうえ防除地域を決定すること。
- ④ 実施時期は、受注者の提案に基づき、受注者発注者双方協議のうえ定める。
- ⑤ 薬剤は、各メッシュ内に原則として5つ以上を固着配置すること。なお、薬剤の設置間隔は原則として10m以上の間隔を空けること。
- ⑥ 薬剤の固着配置作業においては、ベイト剤に粗面用両面テープ等を貼り付けて工作物に固着させるなどの工夫を凝らし、固着先の工作物を損壊させることがないように留意すること。また、工作物以外に配置する際は、鳥獣による被害や風等による紛失がないよう可能な限り工夫するとともに、表面・裏面を間違えないよう十分注意して配置すること。

5 成果物

(1)電子媒体

- ① モニタリング及び防除に係る報告書（PDF、EXCEL または Word 形式）
- ② 各調査データを集約・分析した計算書（EXCEL 形式）

- ③ 撮影した写真等の電子データを収納した DVD-R 等 2 枚

(2)紙媒体

- ① モニタリング及び防除に係る報告書 2 部（A 4 版 20 頁程度 最終完了報告時説明用）
- ② 各調査データを集約・分析した計算書 2 部（A 4 版 最終完了報告時説明用）

6 著作権等の扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受注者から発注者に譲渡されたものとする。
- ② 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権等は受注者に留保されるが、可能な限り、発注者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- ④ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権等は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、発注者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、発注者が第三者から利用許諾を取得する。
- ⑤ 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- ⑥ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議しその指示に従うこと。

業務実施地域図



